

# 令和 8 年度水質検査計画



## 【 目 次 】

1	基本方針	P2
2	水道事業の概要	P2
3	水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況	P3
4	検査地点	P4
5	水質検査項目及び水質検査頻度	P4
6	臨時の水質検査	P8
7	水質検査の方法	P8
8	水質検査結果の評価	P8
9	水質検査の精度と信頼性保証	P8
10	水質検査計画及び検査結果の公表	P8
11	水質事故等における関係機関との連携	P8

## ■1 基本方針

十勝中部広域水道企業団は、水道用水供給事業者の責務として、構成団体住民の公衆衛生の向上と生活環境の保全に寄与するとともに、水道原水及び供給水の安全性確保と清澄さを維持するため、水道法施行規則第15条第6項に基づき令和8年度における水質検査計画を策定するものです。

### (1) 検査地点

取水地点から構成団体への分水地点（調整池及び分水施設）までの17地点で行います。

### (2) 検査項目

水道法で義務づけられた毎日検査項目、水質基準項目のほか、水質管理上必要と判断した項目及び水質管理目標設定項目、要検討項目について検査を行います。

### (3) 検査頻度

水道法及び当企業団のこれまでの検査結果などに基づいて、項目に応じて頻度を設定します。

水道法施行規則において、3年に1回以上に検査を省略することが可能な項目についても、安全確認のために年1回以上検査を行います。

## ■2 水道事業の概要

十勝中部広域水道用水供給事業は札内川ダムを水源とし、構成団体である帯広市、音更町、幕別町、芽室町、池田町、中札内村、更別村の1市4町2村へ将来にわたり、安全・安心な水道用水を安定的に供給することを目的として事業を実施しています。

### (1) 事業概要

事業体名	十勝中部広域水道企業団 (昭和56年10月 北海道知事許可：十勝振興第58号指令)
浄水場所在地	河西郡中札内村上札内西1線328番地
用水供給区域	帯広市・音更町・幕別町・芽室町・池田町・中札内村・更別村
計画給水人口	309,100 人
計画供給水量	99,160 m <sup>3</sup> /日

### (2) 水源の名称及び種別

水源の名称	種別	取水地点
国直轄多目的ダム「札内川ダム」	表流水	札内川第1砂防ダム下流地点(札内川頭首工)

### (3) 浄水場等施設の概要

浄水場の名称	浄水方式	浄水能力	使用薬品名
なかとから浄水場 (ワックアプラザ)	凝集 沈殿 急速ろ過	60,000 m <sup>3</sup> /日	凝集剤：PAC(ポリ塩化アルミニウム) アルカリ剤：苛性ソーダ 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム

施設名称	池容量	規 模
浄水池	15,200 m <sup>3</sup> (3,800 m <sup>3</sup> ×4 池)	W29.5m×L44.5m×H3.0m×4 池

施設名称	池容量	規 模
排水排泥池	2,640 m <sup>3</sup> (660 m <sup>3</sup> ×4 池)	W10.5m×L17.55m×H2.3m~7.0m×4 池

施設名称	有効面積	規 模
天日乾燥ろ床	552m <sup>2</sup> ×9 床	W23.5m×L23.5m×H1.0m×9 床

施設名称	有効容量	水質計装設備
中札内調整池	400 m <sup>3</sup>	色濁度計・pH計・残留塩素計
中札内 No. 2 分水施設	---	
更別調整池	300 m <sup>3</sup>	
帯広 No. 1 分水施設	---	
帯広調整池	19,300 m <sup>3</sup> (4,825 m <sup>3</sup> ×4 池)	
芽室調整池	800 m <sup>3</sup>	
幕別調整池	1,300 m <sup>3</sup>	
音更調整池	1,500 m <sup>3</sup>	
池田 No. 1 分水施設	---	
池田調整池	1,300 m <sup>3</sup>	

### ■3 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

#### (1) 水源の状況

水源である札内川ダムは日高山脈襟裳十勝国立公園内に位置していることから、工場、事業場等の汚染源等は見当たらず、水道水源として恵まれた環境にあります。



札内川ダムは、日高山脈襟裳十勝国立公園内に位置し治水、利水（水道用水、かんがい用水、発電）の多目的ダムとして建設されました。平成8年のダム本体コンクリート打設完了後、試験湛水を経て平成9年12月、ダム運用を開始。

- ・重力式コンクリートダム
- ・溜水面積 1.7km<sup>2</sup>
- ・総貯水容量 54,000,000m<sup>3</sup>  
(有効貯水容量 42,000,000 m<sup>3</sup>)

(←札内川ダム全景)

また、取水している札内川は、降水時においてもダムで洪水調整するため、濁水も平均化され、薬注管理等浄水処理がしやすい状況にあります。

令和6年度の原水年間平均濁度は2.5度、最高濁度は57.9度、最低濁度は0.2度となっています。

※数値は、頭首工取水口における毎日9時の定時採水によるもの。

## (2) 供給水の現況

供給水は水道法に基づく水質基準項目の基準値を大きく下回っており、安全で良質な水道水といえます。

## ■4 検査地点

### (1) 検査（採水）地点

	検査地点名	所在地
原水	① 札内川原水（頭首工取水口）	中札内村南札内 203-2 地先
	② 沈砂池	中札内村南札内 88
	③ 着水井	中札内村上札内西 1 線 328
④ 沈殿池流出水		
⑤ ろ過水		
⑥ ポンプ井水（中札内調整池、更別調整池へ送水）		
浄水場	⑦ 浄水池流出水	
	⑧ 中札内調整池	中札内村南札内基線 131-11
	⑨ 更別調整池	更別村字更南南 1 線 26
	⑩ 中札内No.2 分水施設	中札内村常盤基線 262-2
調整池等	⑪ 帯広No.1 分水施設	帯広市大正町東 1 線 98-26
	⑫ 帯広調整池	帯広市別府町南 17 線西 33-5
	⑬ 芽室調整池	芽室町坂の上 10 線 26-2
	⑭ 幕別調整池	幕別町字日新 1-144
	⑮ 音更調整池	音更町十勝川温泉 5-5
	⑯ 池田No.1 分水施設	池田町字豊田 105-1
	⑰ 池田調整池	池田町字清見 176

## ■5 水質検査項目及び水質検査頻度

水質検査は、水道法第 4 条の規定に基づき、水質基準に関する省令（平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号 [最終改正 令和 7 年環境省令第十九号]）により行い、水質検査方法は、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法(平成 15 年 7 月 22 日厚生労働省告示第 261 号[最終改正 令和 7 年 3 月 26 日環境省告示第 25 号]) 及び、「上水試験方法」（社）日本水道協会版に基づき行います。

### (1) 原水の水質検査

頭首工取水地点においては、水質基準項目について毎日検査（4 項目）、毎月検査（10 項目）、全項目検査（消毒副生成物を除く 40 項目）を年 1 回、項目別検査（18 項目）を年 3 回、マンガン・カビ臭項目検査を年 11 回行います。原水全項目検査は、水温の高くなる 8 月に行い、その他の月においては項目別検査により水質状況の把握・異臭味水質事故等の未然防止を図ります。

沈砂池、着水井原水においては、毎日検査（4項目）と毎月検査（10項目）を行うほか、水質測定計器による自動連続監視を行います。また、毒物流入に迅速に対処するため、水質安全モニタ（硝化細菌を用いた毒物検出バイオセンサ）2台と魚類（ヤマメ）を用いたバイオセンサ2槽を備え、原水中の毒物を監視し、水質事故の未然防止を図ります。



（↑札内川頭首工）

各検査地点では、上記検査のほか水質維持管理項目として電気伝導度や大腸菌群の検査を併せて行います。また、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（平成19年3月30日健水発第0330005号厚生労働省健康局水道課長通知別添〔最終改正 令和元年5月29日薬生水発0529第1号〕）」に基づき、原水中の耐塩素性病原生物のクリプトスポリジウム及びジアルジア、指標菌の大腸菌及び嫌気性芽胞菌について毎月検査を行います。

### 原水水質検査等の概要

	検査名	検査項目	検査地点名及び回数（回/年）		
			頭首工	沈砂池	着水井
自己検査	毎日検査（4項目）	pH、臭気、色度、濁度	365	365	365
	毎月検査（10項目）	一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、TOC、pH、臭気、色度、濁度	12	12	12
委託検査 (帯広市水質検査センター)	全項目検査（40項目）	水質基準項目のうち、消毒副生成物を除く	1	-	-
	項目別検査（18項目）	上記、毎月検査項目に加え、砒素及びその化合物、1-4-ジクロロベンゼン、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、カルシウム・マグネシウム等、非イオン界面活性剤、味	3	-	-
	項目別検査（マンガン等）	マンガン及びその化合物、ジエチルジチオホスホリン酸、2-MIB	11	-	-
	クリプトスポリジウム等	クリプトスポリジウム、ジアルジア	12	-	-
自己検査	クリプト指標菌	大腸菌、嫌気性芽胞菌(ウェルシュ菌芽胞)	12	12	12
	水質維持管理項目検査	BOD	12	-	-
		大腸菌群	12	12	12
		アルカリ度	-	-	365
		電気伝導度	365	365	365

※検査の詳細は「別表-1 令和8年度水質検査計画」「別表-5 令和8年度水質検査スケジュール」参照

### (2) 浄水場における水質検査

供給する水道用水の安全を確認するため、浄水場においては、浄水処理過程である沈殿池流出水及びろ過水と供給水となるポンプ井水及び浄水池流出水の4地点で検査を行います。

水質基準項目について毎日検査（5項目（沈殿池流出水は味を除く4項目））、毎月検査（11項目（沈殿池流出水は味を除く10項目））を行うほか、トリハロメタン・クロロ酢酸項目、水質維持管理項目として残留塩素、電気伝導度などを検査します。また、水質測定計器による自動連続監視を行います。

浄水池流出水については、上記のほか全項目検査を年4回、その他の月には、カビ臭物質の検査を年8回行います。また、水質管理目標設定項目、要検討項目についての検査も行います。

水質管理目標設定項目は、26項目について検査を行います。 「農薬類」については、各水道事業者等がその地域の状況を踏まえて検査を行う農薬を選定し、各農薬の検出値をそれぞれの目標値で除した値を合計して、その合計値が1を超えないことを確認することとされています。令和8年度は115種の農薬のうち、72種を選定し検査を行います。

水質基準項目、水質管理目標設定項目に分類できない項目として、要検討項目46項目のうち、目標値もしくは目標暫定値が設定されていることを基本に、令和8年度は17項目について検査を行い、水質状況の把握を行います。

また、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（平成19年3月30日健水発第0330005号厚生労働省健康局水道課長通知別添「最終改正 令和元年5月29日薬生水発0529第1号」）」に基づき、ろ過池の出口濁度を常に0.1度以下に維持するため、ろ過水の浄水処理と水質管理を強化します。ろ過水濁度の監視は、定期水質検査と高感度濁度計による自動連続監視で行います。

### なかとかち浄水場における水質検査等の概要

	検査名	検査項目	検査地点名及び回数（回/年）			
			沈殿池	ろ過水	ポンプ井	浄水池
自己検査	毎日検査（5項目）	pH、味、臭気、色度、濁度	365	365	365	365
	毎月検査（11項目）	毎日検査項目に加え、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、TOC	12	12	12	12
委託検査 （帯広市水質検査センター）	全項目検査（51項目）		-	-	-	4
	項目別検査（THM 5項目）	クロロホルム、ジブromクロロメタン、総トリハロメタン、ブromジクロロメタン、ブromホルム	12			
	項目別検査（THM等8項目）	上記THM5項目に加え、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸	-	-	-	8
	項目別検査（カビ臭）	ジエオキシ、2-MIB	-	-	-	8
委託検査 （登録機関）	全項目検査（1項目）	PFOS及びPFOA				4
	水質管理目標設定項目		-	-	-	1
	要検討項目		-	-	-	1
自己検査	水質維持管理項目	残留塩素	-	365	365	365
		大腸菌群	12	12	12	12
		電気伝導度	365	365	365	365

※検査の詳細は「別表-1 令和8年度水質検査計画」「別表-2 令和8年度水質管理目標設定項目検査計画」「別表-3 農薬類」「別表-4 令和8年度要検討項目検査計画」「別表-5 令和8年度水質検査スケジュール」参照

### (3) 調整池等における水質検査

構成団体への分水地点となる企業団管理の調整池7か所と分水施設3か所の計10か所においては、水質基準項目について週検査（5項目）、毎月検査（11項目）、年1回の全項目検査のほか、各調整池等に応じた項目別検査等を行い供給水の安全を確認します。毎日検査項目（濁度、色度、pH、残留塩素）については、各調整池等を企業団における末端供給地点として、水質測定計器による自動連続監視により水質の安全確認を行います。

### 調整池等における水質検査計画概要

	検査名	検査項目	調整池（分水施設）名及び回数（回/年）			
			中札内 中札内No.2 更別	帯広	帯広No.1 芽室 幕別 音更 池田No.1	池田
自己検査	週検査（5項目）	pH、味、臭気、色度、濁度	36	36	36	36
	毎月検査（11項目）	週検査項目に加え、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、TOC	12	12	12	12
委託検査  （帯広市水質 検査センター）	全項目検査（51項目）		1	1	1	1
	項目別検査 （THM等8項目）	クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromクロロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromクロロメタン、ブromホルム	-	5	5	8
	項目別検査（30項目）	週検査項目、THM等8項目に加え、一般細菌、大腸菌、カドミウム、シアン化物イオン、砒素、1・4-ジクロロベンゼン、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド、亜鉛、アルミニウム、ナトリウム、マンガニ、塩化物イオン、硬度、非イオン界面活性剤、TOC	3	3	3	3
	項目別検査（加臭）	ジエオキシ、2-MIB	-	4	-	4
自己検査	水質維持管理項目	残留塩素	52	57	57	60
		大腸菌群	12	12	12	12
		電気伝導度	48	48	48	48

※検査の詳細は「別表-1 令和7年度水質検査計画」「別表-5 令和8年度水質検査スケジュール」参照

#### (4) その他の水質検査

水源の水質汚濁動向把握のため、札内川ダム下流から上札内橋までの区間で河川調査を行います。

#### 令和8年度河川調査の概要

調査地点 調査項目	札内川ダム 下流	ヒョウタンの 滝 上流	カバシハ 川	第2砂防 ダム上流	第1砂防 ダム下流	頭首工	上札内橋
河川生物調査	水生昆虫	-	-	-	-	水生昆虫	水生昆虫
河川水質環境調査 ①水温 ②色度 ③濁度 ④pH ⑤TOC ⑥COD ⑦BOD ⑧SS ⑨DO ⑩大腸菌群 ⑪大腸菌 ⑫ウェルシュ 菌芽胞 ⑬E260 ⑭リン酸イオン ⑮NO2-N ⑯NO3-N ⑰NH4-N	○	○	○	○	○	-	-



(↑水生昆虫採取状況)

## ■6 臨時の水質検査

以下のとおり水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合、臨時の水質検査を行います。

- ①水源の水質に異常が見られたとき。
- ②用水供給区域及びその周辺で、水系感染症が流行しているとき。
- ③浄水過程に異常があったとき。
- ④取水・導水・送水管及び調整池等が工事、その他の要因で著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ⑤水道用水供給先の構成団体住民から臭気、味、濁り等の異常申し立てがあったとき。
- ⑥雷雨・台風等自然災害により水道施設が損傷を受け、それが原因で供給水質が悪化したとき。

## ■7 水質検査の方法

毎日検査項目及び毎月検査項目は、自己検査で行います。

企業団において対応できない水質検査項目のうち、水質基準関連項目とクリプトスポリジウム等耐塩素性病原性微生物は帯広市水質検査センター、水質管理目標設定項目と要検討項目、PFOS 及び PFOA については国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関に委託して検査を行います。

委託検査における検体の採取は企業団が行います。運搬・提出については、帯広市水質検査センターへは企業団が行い、水質管理目標設定項目と要検討項目、PFOS 及び PFOA における検体の運搬は受託者の責任において行うものとします。

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法については、国の定める検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき、環境大臣が定める方法」「水質管理目標設定項目の検査方法」）により行います。

## ■8 水質検査結果の評価

本計画の実行中に水質管理に不足等が生じた場合は、速やかに計画の見直し、適切な管理を行います。

## ■9 水質検査の精度と信頼性保証

水質検査の精度及び信頼性を確保するために、定期的に内部精度管理を行います。

毎日検査、毎月検査以外の項目については検査を委託することから、委託先より妥当性評価の報告又は同様の精度管理の報告を実施すること、もしくは環境省の精度管理調査において高い評価を得ていること等を条件として、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた機関へ委託します。

また、検査結果とあわせて、結果を証明できる詳細な資料等の提出を求めます。

## ■10 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査結果については、当企業団ホームページで公表します。

ホームページアドレス⇒<http://www.water-tokachi.jp>

## ■11 水質事故等における関係機関との連携

水質事故等が発生した場合は、帯広開発建設部（帯広河川事務所）、北海道十勝総合振興局保健環境部保健行政室、企業団構成団体（帯広市・音更町・幕別町・芽室町・池田町・中札内村・更別村）と連携し、情報連絡体制を緊密に図り、速やかな事故処理対応を行います。



別表-2 令和8年度水質管理目標設定項目検査計画

令和8年4月1日適用

項目番号	項目	基準値	RB	備考
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	●	
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)	●	
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	●	
4	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	●	
5	トルエン	0.4mg/L以下	●	
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	●	
7	亜塩素酸	0.8mg/L以下	●	
8	二酸化塩素	0.8mg/L以下	●	
9	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	●	
10	塩化クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	●	
11	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	●	別表-3
12	残留塩素	1mg/L以下	●	企業回検査
13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	●	
14	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	●	
15	遊離炭酸	20mg/L以下	●	
16	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	●	
17	メチル tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/L以下	●	
18	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	●	
19	臭気強度(TON)	3以下	●	
20	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	●	
21	濁度	1度以下	●	
22	pH値	7.5程度	●	
23	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	●	
24	従属栄養細菌	2000/mL以下(暫定)	●	
25	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	●	
26	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	●	

別表-3 農薬類

令和4年4月1日適用

項目番号	項目	基準値	用途	RB	備考
1	1,3-ジクロロベンゼン(D-D)	0.05mg/L	殺虫剤	●	
2	2,2-DPA(ダラボン)	0.08mg/L	除草剤	●	
3	2,4-D(2,4-PA)	0.02mg/L	除草剤	●	
4	EPN	0.004mg/L	殺虫剤	●	
5	MCPA	0.005mg/L	除草剤	●	
6	アシュラム	0.8mg/L	除草剤	●	
7	アセフェート	0.006mg/L	殺虫剤 殺菌剤	●	
8	アトラジン	0.01mg/L	除草剤	●	
9	アミノホス	0.003mg/L	除草剤	●	
10	アミトラス	0.006mg/L	殺虫剤	●	
11	アラクロール	0.03mg/L	除草剤	●	
12	イソキサチオン	0.005mg/L	殺虫剤	●	
13	イソフェンホス	0.001mg/L	殺菌剤	●	
14	イソプロパルブ(MIPC)	0.01mg/L	殺虫剤	●	
15	イソプロチオキサリ(BPT)	0.3mg/L	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	●	
16	イブフェンカルバゾン	0.002mg/L	除草剤	●	
17	イブロンホス(BBP)	0.09mg/L	殺菌剤	●	
18	イミノタジン	0.006mg/L	殺虫剤 殺菌剤	●	
19	インダノファン	0.009mg/L	除草剤	●	
20	エスプロカルブ	0.03mg/L	除草剤	●	
21	エトフェンプロックス	0.08mg/L	殺虫剤 殺菌剤	●	
22	エンドスルファン(ベンゾエピン)	0.01mg/L	殺虫剤	●	
23	ネキサジクロメホン	0.02mg/L	除草剤	●	
24	オキシメチル(有機銅)	0.03mg/L	殺虫剤 殺菌剤	●	
25	オリスタロビン	0.1mg/L	殺虫剤 殺菌剤	●	
26	カズサホス	0.0006mg/L	殺虫剤	●	
27	カフエンストロール	0.008mg/L	殺虫剤 除草剤	●	
28	カルタップ	0.08mg/L	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	●	
29	カルバリル(NAC)	0.02mg/L	殺虫剤	●	
30	カルボフラン	0.0003mg/L	代菌物	●	
31	キノキサミン(ACN)	0.005mg/L	除草剤	●	
32	キャプタン	0.3mg/L	殺菌剤	●	
33	クミルロン	0.03mg/L	除草剤	●	
34	グリホサート	2mg/L	除草剤	●	
35	グルホシネート	0.02mg/L	除草剤 植物成長調整剤	●	
36	クロメプロップ	0.02mg/L	除草剤	●	
37	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001mg/L	除草剤	●	
38	クロルピリホス	0.003mg/L	殺虫剤	●	
39	クロラタロニル(TPN)	0.05mg/L	殺虫剤 殺菌剤	●	
40	シアナジン	0.001mg/L	除草剤	●	
41	シアノホス(CYAP)	0.003mg/L	殺虫剤	●	
42	ジウロン(DCMU)	0.02mg/L	除草剤	●	
43	ジクロロベニル(DBN)	0.03mg/L	除草剤	●	
44	ジクロロボス(DDVP)	0.008mg/L	殺虫剤	●	
45	ジクワット	0.01mg/L	除草剤	●	
46	ジスルホトン(エチルチオメチン)	0.004mg/L	殺虫剤	●	
47	ジチオカルバメート系農薬	0.005mg/L	殺虫剤 殺菌剤	●	
48	ジチオピレ	0.003mg/L	除草剤	●	
49	シハロホップチル	0.006mg/L	除草剤	●	
50	シマジン(CAT)	0.003mg/L	除草剤	●	
51	シメタメリン	0.02mg/L	除草剤	●	
52	ジメトエート	0.05mg/L	殺虫剤	●	
53	シメトリン	0.03mg/L	除草剤	●	
54	ダイアジン	0.003mg/L	殺虫剤 殺菌剤	●	
55	ダイムロン	0.8mg/L	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	●	
56	ダゾメチル、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	0.01mg/L	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	●	
57	チアジニル	0.1mg/L	殺虫剤 殺菌剤	●	
58	チウラム	0.02mg/L	殺虫剤 殺菌剤	●	

項目番号	項目	基準値	用途	RB	備考
59	チオジカルブ	0.08mg/L	殺虫剤	●	
60	チオファネートメチル	0.3mg/L	殺虫剤 殺菌剤	●	
61	チオベンカルブ	0.02mg/L	除草剤	●	
62	チフリルトリオン	0.002mg/L	除草剤	●	
63	チルブカルブ(MBPMC)	0.02mg/L	除草剤	●	
64	トリクロピル	0.008mg/L	除草剤	●	
65	トリクロルホン(DEP)	0.005mg/L	殺虫剤	●	
66	トリシクワゾール	0.1mg/L	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	●	
67	トリフルラリン	0.06mg/L	除草剤	●	
68	ナブロバミド	0.03mg/L	除草剤	●	
69	パラコート	0.01mg/L	除草剤	●	
70	ピベロホス	0.0005mg/L	除草剤	●	
71	ピラタロニル	0.01mg/L	除草剤	●	
72	ピラジキフェン	0.004mg/L	除草剤	●	
73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02mg/L	除草剤	●	
74	ピリダフェンチオン	0.002mg/L	殺虫剤	●	
75	ピリピチカルブ	0.02mg/L	除草剤	●	
76	ピロキロン	0.05mg/L	殺虫剤 殺菌剤	●	
77	フイロニル	0.0005mg/L	殺虫剤 殺菌剤	●	
78	フェニトロチオン(MEP)	0.01mg/L	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	●	
79	フェノカルブ(BPMC)	0.03mg/L	殺虫剤 殺菌剤	●	
80	ファミルソン	0.05mg/L	殺虫剤 殺菌剤	●	
81	ファンチオン(MPP)	0.008mg/L	殺虫剤	●	
82	フェントエート(PAP)	0.007mg/L	殺虫剤 殺菌剤	●	
83	ファンラザミド	0.01mg/L	除草剤	●	
84	フサラド	0.1mg/L	殺虫剤 殺菌剤	●	
85	フタクロール	0.03mg/L	除草剤	●	
86	フタミホス	0.02mg/L	除草剤	●	
87	フプロフェジン	0.02mg/L	殺虫剤 殺菌剤	●	
88	フルアジナム	0.03mg/L	殺菌剤	●	
89	フレチラクロール	0.05mg/L	除草剤	●	
90	フロシメトン	0.09mg/L	殺菌剤	●	
91	フロチオホス	0.007mg/L	殺虫剤	●	
92	フロピコゾール	0.05mg/L	殺菌剤	●	
93	フロピザミド	0.005mg/L	除草剤	●	
94	フロベナゾール	0.03mg/L	殺虫剤 殺菌剤	●	
95	フロモブチド	0.1mg/L	殺虫剤 殺菌剤	●	
96	ベノミル	0.02mg/L	殺菌剤	●	
97	ベシクロン	0.1mg/L	殺虫剤 殺菌剤	●	
98	ベンゾピシクロン	0.09mg/L	除草剤	●	
99	ベンゾフェナップ	0.005mg/L	除草剤	●	
100	ベンタゾン	0.2mg/L	除草剤	●	
101	ベンチメタリン	0.3mg/L	除草剤 植物成長調整剤	●	
102	ベンフラカルブ	0.02mg/L	殺虫剤 殺菌剤	●	
103	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.01mg/L	除草剤	●	
104	ベンフレセート	0.07mg/L	除草剤	●	
105	ホスアゼート	0.005mg/L	殺虫剤	●	
106	マラチオン(馬拉松)	0.7mg/L	殺虫剤	●	
107	メコプロップ(MCPP)	0.05mg/L	除草剤	●	
108	メノミル	0.03mg/L	殺虫剤	●	
109	メタラキシル	0.2mg/L	殺虫剤 殺菌剤	●	
110	メチダチオン(DMTTP)	0.004mg/L	殺虫剤	●	
111	メミノストロビン	0.04mg/L	殺虫剤 殺菌剤	●	
112	メリブジン	0.03mg/L	除草剤	●	
113	メフェナセト	0.02mg/L	除草剤	●	
114	メゾニル	0.1mg/L	殺虫剤 殺菌剤	●	
115	モリネート	0.005mg/L	除草剤	●	

項目番号	項目	基準値	R8	備考
1	銀及びその化合物	目標値なし		
2	バリウム及びその化合物	0.7mg/L	●	
3	ビスマス及びその化合物	目標値なし		
4	モリブデン及びその化合物	0.07mg/L	●	
5	アクリルアミド	0.0005mg/L	●	
6	アクリル酸	目標値なし		
7	17-β-エストラジオール	0.00008mg/L (暫定)		
8	エチニル-エストラジオール	0.00002mg/L (暫定)		
9	エチレンジアミン四酢酸	0.5mg/L		
10	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L (暫定)		
11	塩化ビニル	0.002mg/L		
12	酢酸ビニル	目標値なし		
13	2,4-トルエンジアミン	目標値なし		
14	2,6-トルエンジアミン	目標値なし		
15	NN-ジメチルアニリン	目標値なし		
16	スチレン	0.02mg/L	●	
17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L(暫定)		
18	トリエチレンテトラミン	目標値なし		
19	ノニルフェノール	0.3mg/L (暫定)	●	
20	ビスフェノールA	0.1mg/L (暫定)	●	
21	ヒドラジン	目標値なし		
22	1,2-ブタジエン	目標値なし		
23	1,3-ブタジエン	目標値なし		
24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01mg/L	●	
25	フタル酸ブチルベンジル	0.5mg/L	●	
26	マイクロキスチン-LR	0.0008mg/L (暫定)	●	
27	有機すず化合物	0.0006mg/L (暫定)		
28	ブロモクロロ酢酸	目標値なし		
29	ブロモジクロロ酢酸	目標値なし		
30	ジブロモクロロ酢酸	目標値なし		
31	ブロモ酢酸	目標値なし		
32	ジブロモ酢酸	目標値なし		
33	トリブロモ酢酸	目標値なし		
34	トリクロロアセトニトリル	目標値なし		
35	ブロモクロロアセトニトリル	目標値なし		
36	ジブロモアセトニトリル	0.06mg/L		
37	アセトアルデヒド	目標値なし		
38	MX	0.001mg/L	●	
39	キシレン	0.4mg/L	●	
40	過塩素酸	0.025mg/L	●	
41	N-ニトロジメチルアミン(NDMA)	0.0001mg/L	●	
42	アニリン	0.02mg/L	●	
43	キノリン	0.0001mg/L	●	
44	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02mg/L	●	
45	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2mg/L	●	
46	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)	目標値なし		



十勝中部広域水道企業団 企業局 総務課

TEL : 0155-65-4208

FAX : 0155-26-2345

mail : [soumu@water-tokachi.jp](mailto:soumu@water-tokachi.jp)

HP : <http://www.water-tokachi.jp>